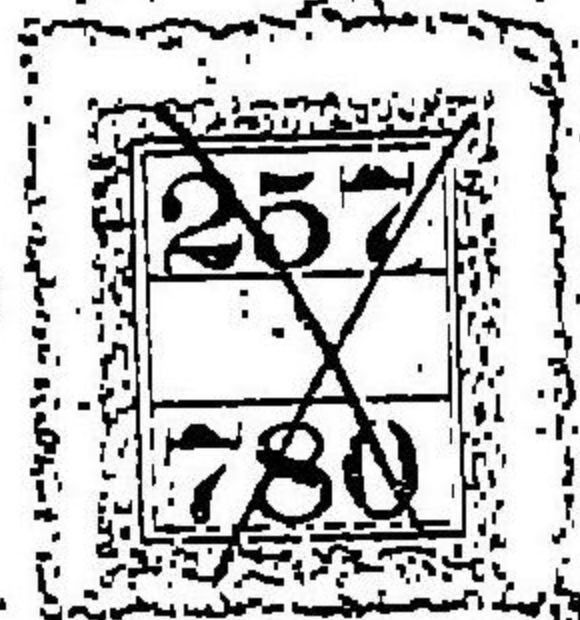
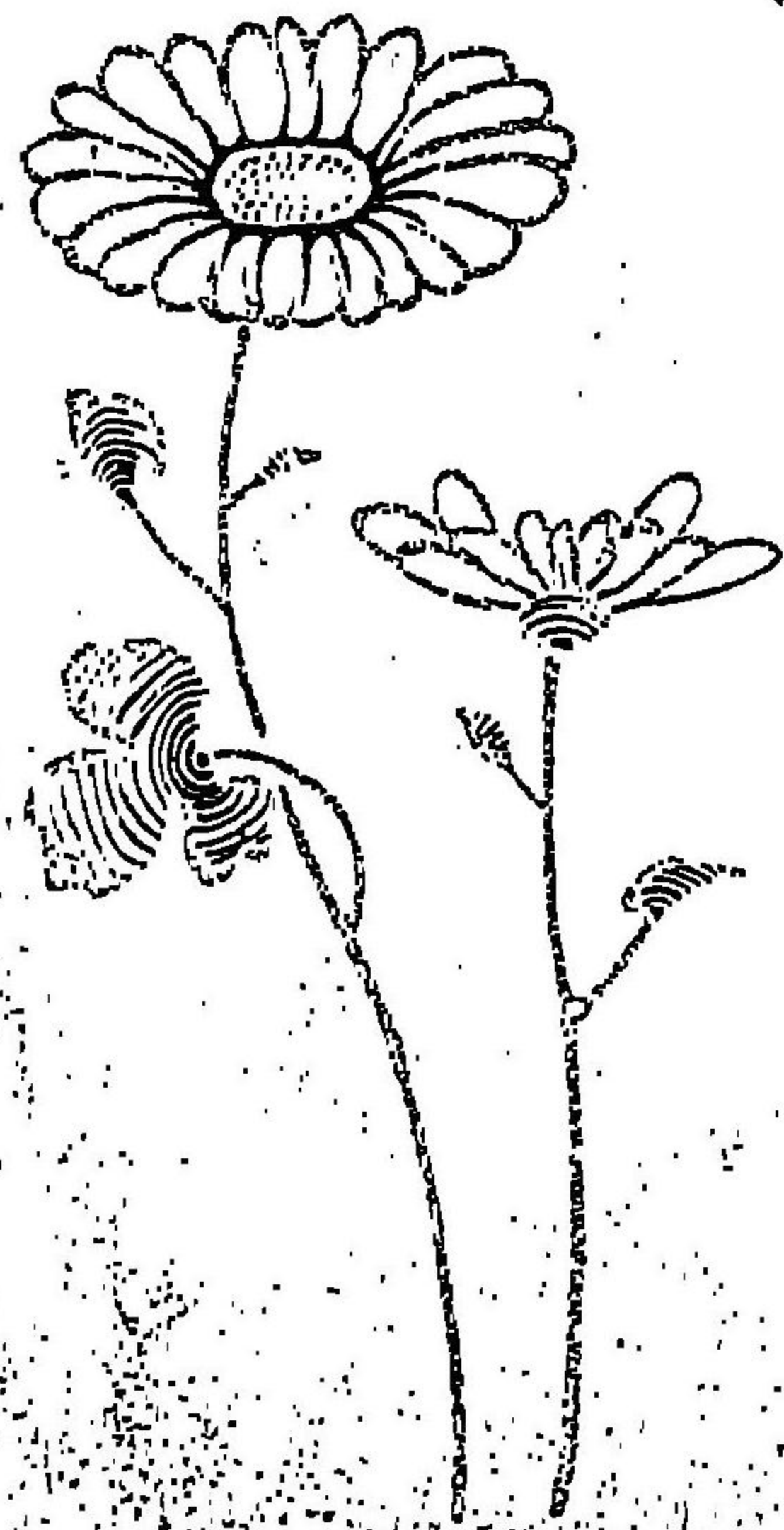
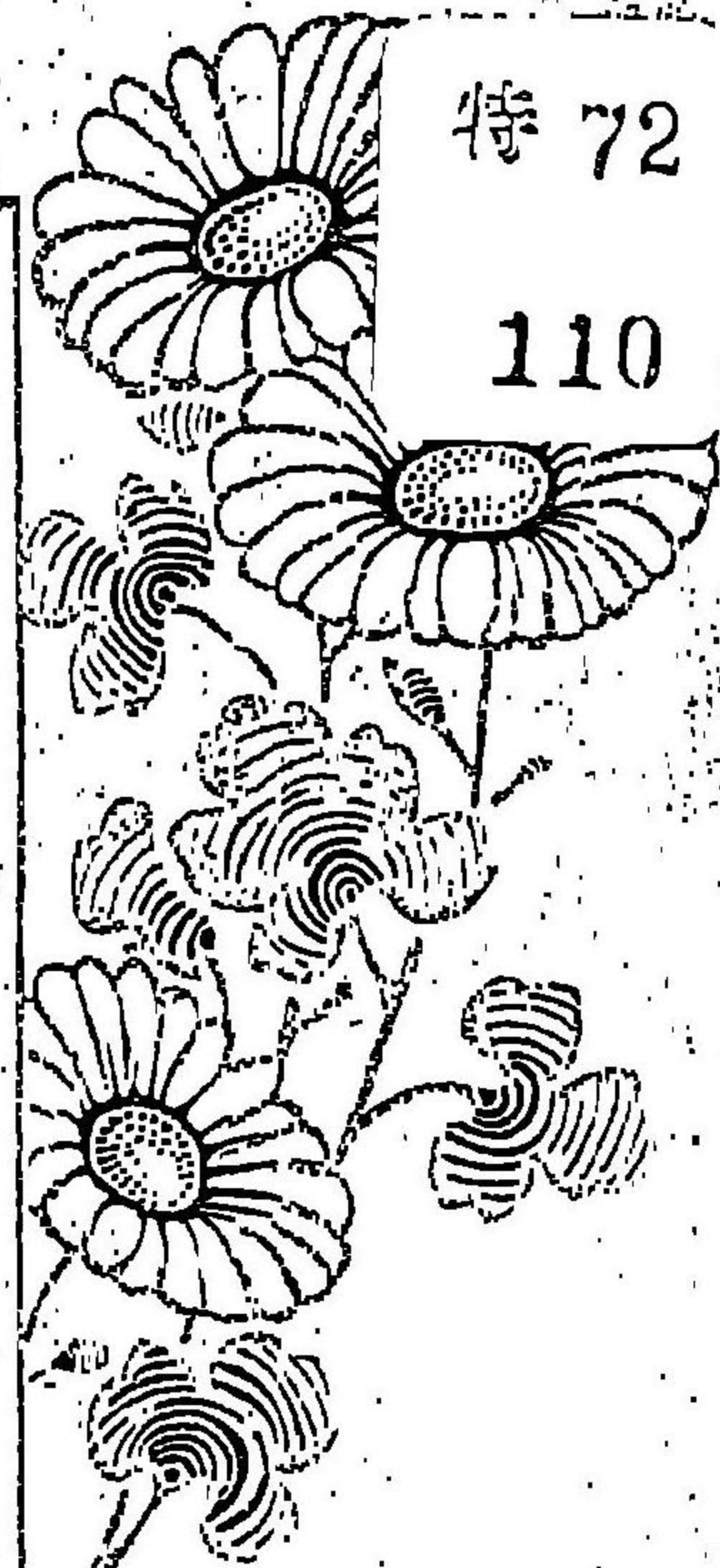


戊申詔書略義

特 72

110



301652-001-1

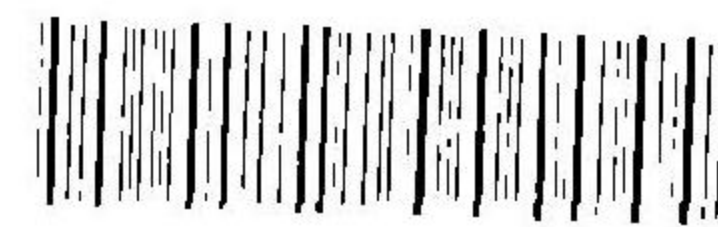
特72-110

戊申詔書略義

島喜七郎/編

M41.11

AAE-0002





特ノ  
110

詔書

朕唯之ニ方今人文日  
隆朕小爰益々國交  
ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコト  
ヲ期ス願ミルニ月進  
ノ發展ニ須ツ戰後日尙  
服シ勤儉產ヲ治メ惟  
信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠ニ

疆息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ  
如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ  
朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘  
シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

明治  
41 11 27  
内交



# 成申詔書略義

稜に畏ぎ敬崇文武なる。天皇陛下は、天日嗣の日御子として、天壤無窮の皇統を肉食し以來、常にもがもに、國家と世界との大勢に大御心を注かせ給ひ、内外の政事に寸暇もあらせ給はず。一日萬機、ろれく、制可統一して、國家も世界も平らけく安かれとの御敬慮。中にも、前には教育勅語を煥發して世道人心の向ふ所を知らしめ、今また明治四十一年十月十三日、更に詔書を下賜はりて、國民一般に御諭示に爲りました。前の教育勅語は、神代以來國民教育の淵源を御示しに相成りたるもの。今度の詔書は、世界と共に福利を同ふする大を國民一般に御諭に相成りたる者と伺ひ奉る。茲に尙に、聖慮のあらせらるゝ本義は、簡様であるべし歟と、その畧義を述べ奉れば、

第六段に渡りて居ります。世には、此度の詔書を以て勤儉せよとのみの事と思ひ、只一筋に勤めて儉約せねばならぬやうに申者がある様であります。其は甚敷誤解でありませう。單に勤儉するばかりでなく、また更張發展せよとの敬慮で、勤儉するのは、其事業を更張するので、其事業を更張せんが爲に勤儉せねばならぬぞ。其職を勤め、其費を儉約し、其餘裕を以て各自其々の事業を更張し、國家と共に發展して、世界列國と福利を共にせねばならぬぞとの敬慮

であらうと伺ひ奉る

## 第一段 東西福利の章

朕惟フニ、方今人文、日ニ成リ月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。

謹て案するに夫れ、方今世界の大勢は、列國孰も學究に事業に、天然自然の事物を應用發明して、驟然文を爲し、人間の考へ行ふ事は、時時刻刻に發達して、日に就り、月に將み、東の者は西に送り、西の者は東に採り、彼の足らざる者は我より助け、我の及ばざる者は彼より補ひ、相見相互にその福利を共に濟しつゝあるぞやと、今日世界の大勢を御諭になりたものであります

## 第二段 國交賴慶の章

朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ、友義ヲ惇シ、列國ト與



ニ、永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス、

四

謹て案ずるに、大日本皇國統治の 天皇たる朕、は世界方今の 大勢に順じ、益々列國との交際を修め、孰の國にも、親愛なる友國と爲り親睦の義を悖ふして、永く平和と光榮との慶に頼らんことを期しつゝある者ぞ。

### 第三段 國運發展の章

顧ミルニ、日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。

謹て案ずるに、世界の大勢は左様である、朕の覺悟は箇様である。其處、顧みて、その世界に向て、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共にせんとする。朕の覺悟を實行せんとすれば、固より内の國運が發展せねばならぬぞ、日本皇國の國運が大に發し大に展ぶるを須てこそ、外に向ひ日進の大勢に伴ひ文明の惠澤も共にすることが出来るなれ。爾臣民よ、是れ獨り 朕の覺悟ではない、爾臣民を平和幸福の惠澤に沐浴せしめ、世界の大勢に遅れを取らしめずとす

れば、此の覺悟と實行とを要するぞ。爾臣民は國運の發展に就てば、什麼る用心かあるぞや。

### 第四段 更張自彊の章

戰後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス、宜ク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ、實ニ就キ、荒怠相誠メ、自彊息マサルヘシ。

謹て案ずるに、爾國民よ、日露戰役後、月日はまだ淺く、幾許も經過ぬぞ。戰爭中は莫大な費用を要したにも拘はらず。さて其戰後に於ける大日本皇國の體面を全ふし、戰爭中の費用を償ひ、更に國力を培養んとすれば、庶の政事は、益々更の益々張らねばならぬ也。戰爭には勝つたが、入費が入つたから、何事もせず、茫然と悲觀歎息しつゝ、困循屏息事は出來ない時ぞ。戰爭に勝つ程の國民は、平和にも打勝ねばならぬぞや、それには、宜敷、朝に仕ゆる者も、野に働く者も、上下心を一にし體を同ふして一身一置となり、忠實に各自の業に服し、身分相應

五



六  
に勤め勵み、及ぶ限の儉約もして産を治め、産を富まし。而して相互に信を守り、義を行ひ、醇厚なる風俗を爲せよがし。信を守れば非美なる驕奢を忌み去り、義を行へば、實に就きて虚偽りがなくなるぞ。斷じて酒色に荒み、無職で怠ると云ふ事を相互に誡め、各自我と吾身を自から強くして息むこと勿れや。努めにも、儉約ばかりして、信義を守らず、義理人情を履まず、個人として家庭としての交を忽にし、國家に對する奉公の念を輕すること勿れや。産を治め業を務め、信を守り義を行ひ、醇厚なる風俗を爲す國民こそ、平和にも打勝つ興國の大國民ぞよ。

### 第五段 遺訓光輝國運大本の章

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サハ、國運發展ノ本、近ク斯ニ在リ。

謹で案ずるに、爾臣民よ、それはそつと、一先づ我が神聖なる祖宗の遺訓と、光輝ある

國史の成跡とを顧みよ。太祖 天照太神 皇祖 神武天皇を始め、歴代の祖は、平らけく、安らけく、豊葦原の瑞穂國なる大日本皇國を統治すに就き、慈愛忠孝信義の道を示し、利川厚生の産業を授け、醇厚誠實なる俗と爲す中にも、尙武の氣を勵まして、國家緩急の萬一に備へ、駒の蹄の至る限、舟の艦の留る極み、天翔國驅るの遺訓わらざるはなく。而して、爾臣民の祖先は、克く其神慮聖意を奉體實行し、天壤無窮の皇基を擁護たると共に、未だ曾て外國より恥辱を受けたることなき、世界に光輝ある國史を顯はしたる成跡は、日星の如く炳なる次第であるぞ。されば爾臣民も、亦克く其旨を烙すて、其心と體とを淬礪みて、其通りの誠を盡し輸さば、國運の大に發し大に展ぶる本は、近ク斯にあるぞや、決して遠きに其本を尋ぬるの必要はなす。

### 第六段 皇猷恢弘威德對揚の章

朕ハ方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ、爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ



體セヨ。

謹で案ずるに、爾臣民よ、それで、朕は方今世界の世局に處して、國運の發展を期し、列國と共に平和の福利大慶に頼らんとするには、我が忠良なる爾臣民の心を協せ、一身一體に朕を翼くる所に倚藉て、明治維新の皇猷たる開國の國是を恢に弘め、天祖 皇祖 皇宗の險國は平らげ、狹國は廣く、遠國は八十綱打掛けて引寄ることごと、天翔り國驅り給ひ大日本皇國を建設しましたる大威徳を對揚して、世界列國に遅くれを取らざらんことを庶幾ぞや。爾臣民其れ克く 朕か旨を體して實行せよ。との仰せでありますれば、吾等臣民たる者は、只一筋に 大御心のある所を畏み、その實を擧げ、大御心を安じ奉らねばなりませぬ。

明治四十一年十一月二十一日印刷  
 明治四十一年十一月二十四日發行

東京市淺草區永住町四十七番地

編輯兼 發行者 島 喜 七 郎

東京市淺草區永住町四十六番地

印刷者 島 清

東京市淺草區永住町四十六番地

印刷所 中 央 舍





